

納税(申告)相談のお知らせ

岡住民会計課 ☎65-8994

受付期間 **2月10日(火)～3月16日(月)**

町・県民税の申告についての詳細は、後日全戸配布する「納税(申告)相談のご案内」をご確認ください。

納税相談日程表 会場:くずま～る1階 ふり～じゅ

- **本年度から申告用紙は送付しません。** 必要な人はお問い合わせください。
- 受付で整理券を配布します。午前中や休日相談日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
- 地区指定日に来られない人は、窓口延長日や休日相談日などをご利用ください。

期日	受付時間		対象地区など
	午前	午後	
10日(火)	9:00～11:30	13:30～16:00	年金所得、給与所得のみの人
11日(水)は受け付けません。			
12日(木)	9:00～11:30	13:30～16:00	田子
13日(金)			下町・新町
14日(土)は受け付けません。			
15日(日)	9:00～11:30	13:30～16:00	全地区 (休日相談日)
16日(月)	9:00～11:30	13:30～16:00	浦子内
17日(火)			城内小路・茶屋場
18日(水)			田代
19日(木)			四日市・江刈川
20日(金)			全地区
21日(土)、22日(日)、23日(月)は受け付けません。			
24日(火)	9:00～11:30	13:30～16:00	星野・江刈馬淵
25日(水)			土谷川・平船・馬場・垂柳
26日(木)			全地区 (窓口延長日)
27日(金)			大沢・橋場・野中
28日(土)、3月1日(日)は受け付けません。			
2日(月)	9:00～11:30	13:30～16:00	泉田・小苗代
3日(火)			遠矢場・車門・山岸
4日(水)			五日市・栗山
5日(木)			中村・寺田
6日(金)			小田
7日(土)は受け付けません。			
8日(日)	9:00～11:30	13:30～16:00	全地区 (休日相談日)
9日(月)	9:00～11:30	13:30～16:00	田野
10日(火)			吉ヶ沢・冬部・市部内
11日(水)			小屋瀬
12日(木)			全地区 (窓口延長日)
13日(金)	13:30～16:00	元木・上外川・名前端・毛頭沢	
14日(土)、15日(日)は受け付けません。			
16日(月)	9:00～11:30	13:30～16:00	全地区



マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



控除証明書などのデータが自動入力されるマイナンバーカード連携を活用したe-Taxが便利です。利用方法などの詳細は国税庁のリーフレット(QRコード)からご確認ください。

なお、申告書などを紙で提出する場合は「仙台国税局業務センター盛岡分室」(所在地:〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1-3)へ郵送してください。
☎019-622-6141 (代表)

令和7年分確定申告書作成会場を開設します

確定申告書作成会場を次のとおり開設します。申告書や申請書の作成には、マイナンバーの記載が必要です。

- ▶ **場 所** キオクシアアイーナ7階 (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
- ▶ **期 間** 2月16日(月)～3月16日(月)の平日 ※3月1日(日)は開設します。
- ▶ **時 間** 9時～16時
- ▶ **その他**

入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。配布状況によって、後日の来場をお願いすることもありますのでご了承ください。

☎019-622-6141 (代表)

源泉徴収票の発行について(公的年金など)

令和7年分公的年金などの源泉徴収票が1月中旬から順次送付されます。確定申告の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

- ▶ **送付対象** 老齢・退職を事由とする年金を受給している人
- ▶ **紛失などによる再交付** 「ねんきんダイヤル」または「ねんきんネット」で再交付申請ができます。
- ▶ **その他** 障害年金や遺族年金は、非課税所得のため、源泉徴収票は送付されません。
☎日本年金機構 ☎0570-05-1165
住民会計課 ☎65-8993



国税庁LINEアカウント

各課からのお知らせ

高齢者世帯の下水道使用料の支援

町では、高齢者が居住する世帯の水洗化設備の維持管理費の負担を軽減し、水洗化普及の拡大を図るため、対象世帯に対して助成金を交付します。

▶ 交付対象 (次の要件を全て満たす世帯)

- ① 世帯構成員の中に75歳以上の者がいる世帯 (令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間)
 - ② 令和8年1月1日(基準日)時点で農業集落排水に接続または浄化槽を設置しており、基準日の1年以上前から継続して使用している世帯
- ※次の世帯は対象になりません。
- ・ 町が所有する住宅に居住する世帯
 - ・ 生活保護を受けている世帯
 - ・ 町税などを滞納している者がいる世帯
 - ・ 令和8年1月1日以降に満75歳以上の高齢者が転入、転居などで世帯員となった世帯

▶ 支援金額

1世帯 12,000円

▶ 手続き

1月下旬に対象世帯に申請書類を郵送します。内容を確認のうえ手続きしてください。
☎水道事業所 ☎65-8987

町立保育所新規入所申込

令和8年度から町立保育所に新規入所を希望する場合は、期限までに必要書類を提出してください。

入所基準など詳細は町ホームページをご確認ください。

また、継続入所を希望する場合は、別途お知らせします。



町HP

▶ 提出書類

こども教育課または各保育園で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▶ 提出方法

こども教育課(くずま～る2階)に直接持参するか、下記提出先への郵送やメールでも受け付けています。

▶ 提出先

葛巻町役場こども教育課
〒028-5495 葛巻町葛巻16-1-1
メール:kuzumaki0908@town.kuzumaki.lg.jp

▶ 提出期限

1月23日(金) 17時

☎教育委員会事務局こども教育課 ☎65-8989



令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。相続手続きを先延ばしにすると、売却や担保設定ができなくなったり、相続人の数が増えることで権利関係が複雑になったり、手続きに時間や費用がかかる

相続登記は義務です!

▼広報くずまきで農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんをご紹介します。



お気軽にご相談ください
農業委員会では、農地の利用確認、農地の相談、新規就農者への支援など多岐にわたる農地と農家の問題解決に対応しています。お困り事はお近くの農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

まずは手続きから
農地の貸借方法は、①農地中間管理機構を介した促進計画と、②農地法第3条に基づく許可の2つがあります。いずれの場合も必ず農業委員会で手続きをお願いします。農地の出し手、受け手から貸借期間や賃料などを確認し、手続きは事務局が行います。
☎農業委員会事務局 ☎65-8986

まずは手続きから



場合があります。農地を相続したときは、農業委員会事務局へ届け出をお願いします。

農業委員会から
農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談を